

## 和歌山財務事務所と和歌山大学との包括連携に関する協定書

和歌山財務事務所と和歌山大学は、和歌山県における地域経済・社会に貢献する事を目的として、相互に連携・協力をを行う。

なお、このために必要な情報交換、調査研究、教育事業等については、両者で協議する。

この協定書は、両者が署名した日から令和8年3月31日まで効力を有する。ただし、有効期間満了の3か月前までに、和歌山財務事務所又は和歌山大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、引き続き1年間有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

この協定書は、2部作成し、両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月15日

財務省近畿財務局和歌山財務事務所

所長 塩土泰啓

国立大学法人和歌山大学

学長 本山寅